

宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震改修等を実施する木造住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、倒壊の危険性のある木造住宅の安全性の向上を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途に供するものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震改修 建築士による耐震診断（以下、「耐震診断」という。）の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅について、地盤及び基礎が安全で、評点を1.0以上（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7以上）に耐震性を向上させる耐震改修設計及び耐震改修工事（京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第474号。以下「京都府交付要綱」という。）第2条第3号に規定する補強方法を用いるものに限る。）をいう。
- (4) 簡易耐震改修 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して、京都府交付要綱第2条第4号に規定する、簡易な改修の方法により耐震性を向上させる簡易耐震改修設計及び簡易耐震改修工事をいう。
- (5) 耐震シェルター設置 木造住宅（耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して、地震時に居住者等の生命を守る目的で建築物内に装置を設置することをいう。（京都府交付要綱第2条第5号に規定する構造のものに限る。）
- (6) 木造住宅の所有者等 木造住宅の所有者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者（居住予定者を含む）をいう。ただし、法人を除く。
- (7) 耐震改修等 耐震改修、簡易耐震改修、耐震シェルター設置をいう。
- (8) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。
- (9) 取扱金融機関 利子補給制度を取り扱う金融機関のことをいう。

(補助対象木造住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、市内区域にある次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの
- (2) 宇治市が定めた区域に建築されているもの
- (3) 住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であるもの
- (4) 国若しくは京都府その他の公的機関から耐震改修に関するこの要項以外の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 国、地方公共団体その他の公的機関が、建築物の全部又は一部を所有又は区分所有していないこと。
- (6) 補助対象木造住宅に関する市税に滞納がないもの。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 耐震改修若しくは簡易耐震改修を実施する一の木造住宅につき耐震改修又は簡易耐震改修の補助額は、別表第1のとおりとする。
- (2) 耐震シェルター設置を実施する一の木造住宅につき耐震シェルター設置の実施に要する経費の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は、30万円）とする。
- 2 一の耐震改修箇所に対する補助金の交付は1回に限るものとする。
- 3 一の木造住宅に対する簡易耐震改修に係る補助金の交付は1回に限るものとする。
- 4 一の木造住宅に対する耐震シェルター設置に係る補助金の交付は1回に限るものとし、耐震シェルター設置を行った木造住宅に対しては、耐震改修（改修後の評点が1.0未満の場合に限る。）及び簡易耐震改修に係る補助金の交付はできないものとする。
- 5 長屋住宅及び共同住宅の1棟あたりの補助金の交付額は、次の各号に掲げるいずれか少ない額とする。
 - (1) 耐震改修にあつて当該額が500万円を超える場合は、500万円。簡易耐震改修にあつて当該額が200万円を超える場合は、200万円。
 - (2) 第1項、第3項及び第4項において「一の木造住宅」を一の住戸と読み替えて算出した額の合計。
- 6 利子補給制度を利用する場合、前各項の規定に基づき算出した補助金の額（ただし、別表第1の補助額は、左記以外の欄により算出した額とする。）から、当該額の2分の1を減じた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする木造住宅の所有者等は、事業着手前に宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に定める関係図書を添付して市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）又は宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

（事業の着手）

第7条 前条の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その通知を受領後、速やかに事業に着手し、宇治市木造住宅耐震改修等事業着手届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（耐震改修等の設計及び工事監理）

第8条 耐震改修若しくは耐震診断（一部評価を含む）を伴う簡易耐震改修を行う補助決定者は、設計及び工事監理については、建築士に行わせなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 補助決定者は、事情により中止し、又は廃止する場合には、速やかに宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請取下届（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があつたときは、当該補助金の交付の決定はないものとみなす。

（申請内容の変更）

第10条 補助決定者は、事情により第5条の申請内容を変更するときは、速やかに宇治市木造住宅

耐震改修等事業計画変更承認申請書（様式第9号）に別表第3に定める関係図書を添付して市長に申請しなければならない。

- 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、別に定める宇治市木造住宅耐震改修等事業計画変更承認書（様式第12号）により申請者に通知する。

（耐震改修等の遂行）

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に耐震改修等設計及び耐震改修等工事を行い、全ての作業を完了しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、耐震改修等工事が完了したときは、速やかに宇治市木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書（様式第13号）に別表第4に定める図書を添付して市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書（様式第16号）により当該補助決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書（様式第17号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（検査）

第16条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に補助対象木造住宅及び関係諸帳簿等その他の物件を検査させ、関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（補助金の交付決定の取消）

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定（一部）・（全部）取消通知書（様式第18号）により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （3）耐震改修等を交付決定時に指定した期日までに完了させる見込みがないと市長が認めたとき。
- （4）この要項及びその他の法令の規定に違反したとき。
- （5）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定を準用し、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を5年間保存しなければならない。

(証明書の発行)

第20条 第5条の規定による申請者は、耐震改修工事の実施にあたり利子補給制度を利用する場合は、補助金の申請と同時に利子補給制度利用対象証明書発行申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請者に利子補給制度利用対象証明書(様式第21号)(以下「証明書」という。)を交付するものとし、申請者は利子補給制度の取扱金融機関に証明書を提出するものとする。

3 申請者は、リ・バース60の融資が不承認となった場合、又は融資を受けなくなった場合は、取扱金融機関が発行する不承認等の通知をもって速やかに市長に連絡しなければならない。

4 申請者は、証明書の交付を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長及び取扱金融機関にその旨を連絡しなければならない。

5 市長は、第17条の規定により、補助金の交付の決定を取り消す場合は、独立行政法人住宅金融支援機構に連絡するものとする。

(その他)

第21条 第3条から前条までの規定は、これらの規定によることが困難であり市長がやむを得ない事由があると認める場合は、適用しない。

2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)の住宅の耐震改修及び建替等に対する緊急支援事業により耐震改修を実施する場合にあつては、第4条を「補助金の交付額は、耐震改修に要する費用(改修設計費及び工事監理費も含む。)の2分の1の額(ただし、当該額が60万円を超える場合は60万円)に耐震改修工事に要する費用(改修設計費及び工事監理費も含む。)の額から耐震改修工事に要する費用の額(改修設計費及び工事監理費も含む。)の2分の1の額を減じた額(ただし、当該額が30万円を超える場合は30万円)を加えた額」とする。

附 則

この要項は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成23年8月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、施行日前に第6条の規定による交付決定した場合についてはなお従前の例による。

3 令和6年度及び令和7年度の各年度分の補助金については、第2条第3号中「1.0以上(建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあつては、0.7以上)」とあるのは、「0.7以上」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の際、現に改正前の宇治市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要項の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に改正前の宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要項の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 宇治市建築物耐震改修促進計画が改定されるまでの間は、第1条中「宇治市建築物耐震改修促進計画」とあるのは、「京都府建築物耐震改修促進計画」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月10日から施行する。
- 2 第2条第4号に規定する簡易耐震改修で、耐震診断を行わず実施する場合の補助金の交付額及び耐震改修で今回改修前に補助金の交付を受けて耐震診断を行わず実施した簡易耐震改修若しくは平成29年度以前に実施した簡易耐震改修がある場合の補助金の交付についての第4条の規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年7月11日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号中「昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの」とあるのは、当分の間、簡易耐震改修に限り「昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの又は平成30年6月18日以後に発生した地震により被害を受けたことについて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書により証明されているもの」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第1号中「耐震改修若しくは簡易耐震改修を実施する一の木造住宅につき耐震改修又は簡易耐震改修の実施に要する経費の5分の4の額（耐震改修にあつて当該額が100万円を超える場合は、100万円、簡易耐震改修にあつて当該額が40万円を超える場合は、40万円）とする。」とあるのは、平成36年3月31日までの間、概ね1年以上使用されていない状態又はこれに類する状態の物件に限り「耐震改修若しくは簡易耐震改修を実施する一の木造住宅につき耐震改修にあつては耐震改修の実施に要する経費の額（当該額が125万円を超える場合は、125万円）簡易耐震改修にあつては、簡易耐震改修の実施に要する経費の5分の4の額（当該額が40万円を超える場合は、40万円）とする。」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月22日から施行する。
- 2 令和7年度の補助金に限り、耐震改修及び簡易耐震改修に係る補助金の交付額及び補助率については、第4条第1項第1号の規定に関わらず、附則別表に定める。
- 3 令和7年度の補助金に限り、第4条第5項第2号中「第1項」とあるのは、「附則別表、第1項第2号」と読み替えものとする。

附則別表

区分			補助額	
			概ね1年以上使用されていない状態又はこれに類する状態の物件（過去に同様な状態であるものとして補助金の交付を受けていないものに限る）	左記以外
1 耐震改修	耐震改修 A	耐震改修、簡易耐震改修又は、耐震シェルター設置（以下「耐震改修等」という。）について補助金の交付を受けたことのない木造住宅の場合	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 （1）耐震改修 A の実施に要する経費（工事監理費も含む。以下同じ。） （2）170万円	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 （1）耐震改修 A の実施に要する経費に30分の29を乗じて得た額 （2）145万円
		補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがある木造住宅（前回耐震改修工事完了後の評点が1.0未満のものに限る）の場合	上記の額から当該既に実施した耐震改修等につき交付を受けた補助額を控除した額	上記の額から当該既に実施した耐震改修等につき交付を受けた補助額を控除した額
	耐震改修 B	簡易耐震改修について補助金の交付を受けたことのない木造住宅の場合	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 （1）耐震改修 B の実施に要する経費 （2）125万円	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 （1）耐震改修 B の実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額 （2）100万円
		補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅の場合	上記の額から当該既に実施した簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額	上記の額から当該既に実施した簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額
2 簡易耐震改修			一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 （1）簡易耐震改修の実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額 （2）40万円	

備考 1 この表において、「耐震改修 A」とは耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0以上となるものをいい、「耐震改修 B」とは当該評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。

2 この表において、耐震改修又は簡易耐震改修の実施に要する経費には、工事費を計上する場合に限り、設計費を計上することができる。

附 則

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日前に交付決定を行った木造住宅に係る新要項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、補助金については、第2条第3号中「1. 0以上（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0. 7以上）」とあるのは、「0. 7以上」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

区分			補助額	
			概ね1年以上使用されていない状態又はこれに類する状態の物件（過去に同様な状態であるものとして補助金の交付を受けていないものに限る）	左記以外
1 耐震改修	耐震改修 A	耐震改修等について補助金の交付を受けたことのない木造住宅の場合	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Aの実施に要する経費（工事監理費も含む。以下同じ。）に5分の4を乗じて得た額に25万円加算した額 (2) 耐震改修Aの実施に要する経費 (3) 140万円	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Aの実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額 (2) 115万円
		補助金の交付を受けて既に耐震改修及び簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅(前回耐震改修工事完了後の評点が1.0未満のものに限る)の場合	上記の額から当該既に行なわれた耐震改修及び簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額	上記の額から当該既に行なわれた耐震改修及び簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額
	耐震改修 B	簡易耐震改修について補助金の交付を受けたことのない木造住宅の場合	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Bの実施に要する経費 (2) 125万円	一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Bの実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額 (2) 100万円
		補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅の場合	上記の額から当該既に行なわれた簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額	上記の額から当該既に行なわれた簡易耐震改修につき交付を受けた補助額を控除した額
2 簡易耐震改修			一の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 簡易耐震改修の実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額 (2) 40万円	

備考 1 この表において、「耐震改修 A」とは耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0以上となるものをい

い、「耐震改修 B」とは当該評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。

2 この表において、耐震改修又は簡易耐震改修の実施に要する経費には、工事費を計上する場合に限り、設計費を計上することができる。

別表第2（第5条関係）

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書に添付を要する関係図書

改修方法	添付図書
耐震改修	(1) 事業実施計画書（様式第2号）
	(2) 収支予算書（様式第3号）
	(3) 耐震改修工事見積書の写し（設計費・監理費を含む見積書の場合は工事費と区分されたもの。）
	(4) 耐震改修設計見積書の写し（耐震改修設計を含む場合に限る。）
	(5) 耐震診断結果報告書の写し
	(6) 耐震補強計画書
	①付近見取図（1/2，500程度）、平面図、現地確認写真
	②補強計画図、その他補強方法を示す図書
	③耐震改修後の建物についての総合判定書
	④工程表
	(7) 建物（区分建物）の全部事項証明書等昭和56年5月31日以前に着工したことがわかる書面
	(8) 宇治市木造耐震改修等事業費補助金交付申請に伴う同意書（様式第4号）（補助対象木造住宅の居住者若しくは所有者と当該申請者が異なる場合に限る。）
	(9) 建築士の免許証又は免許証明書（以下「建築士の免許証等」という）の写し
	(10) 利子補給制度を利用して耐震改修工事を行う場合にあつては、融資の決定通知書の写し
(11) その他、市長が必要と認める書類	
簡易耐震改修	(1) 事業実施計画書（様式第2号の2）
	(2) 収支予算書（様式第3号）
	(3) 簡易耐震改修工事見積書の写し（設計費・監理費を含む見積書の場合は工事費と区分されたもの。）
	(4) 耐震診断結果報告書の写し ^{*1}
	(5) 簡易耐震改修計画書
	①付近見取図（1/2，500程度）、平面図、現地確認写真
	②耐震性が確実に向上すると考えられる改修計画書 ^{*2}
	③工程表
	(6) 建物（区分建物）の全部事項証明書等昭和56年5月31日以前に着工したことがわかる書面
(7) 宇治市木造耐震改修等事業費補助金交付申請に伴う同意書（様式第4号）（補助対象木造住宅の居住者若しくは所有者と当該申請者が異なる場合に限る。）	
(8) その他、市長が必要と認める書類	
耐震シェルター設置	(1) 事業実施計画書（様式第2号の3）
	(2) 収支予算書（様式第3号）
	(3) 耐震シェルター設置工事見積書の写し

	(4) 耐震シェルター設置計画書
	①付近見取図(1/2, 500程度)、平面図、現地確認写真
	②設置される耐震シェルターの構造がわかる書類
	(5) 建物(区分建物)の全部事項証明書等昭和56年5月31日以前に着工したことがわかる書面
	(6) 宇治市木造耐震改修等事業費補助金交付申請に伴う同意書(様式第4号)(補助対象木造住宅の居住者若しくは所有者と当該申請者が異なる場合に限る。)
	(7) その他、市長が必要と認める書類

(注意) ※1 宇治市木造住宅耐震診断士派遣事業を利用されていない場合は、建築士の免許証等の写しが必要になります。

※2 簡易耐震改修の方法によっては、耐震診断(一部評価を含む)による改修後の補強総合判定書、建築士の免許証等の写しが必要になります。

別表第3(第10条関係)

木造住宅耐震改修等事業計画変更承認書に添付を要する関係図書

改修方法	添付図書
耐震改修	(1) 事業計画変更書(様式第10号)
	(2) 収支予算変更書(様式第11号)
	(3) 計画変更に伴う耐震改修工事見積書の写し(設計費・監理費を含む見積書の場合は工事費と区分されたもの。)
	(4) 計画変更に伴う耐震改修設計見積書の写し(耐震改修設計を含む場合に限る。)
	(5) 耐震補強計画変更書
	①付近見取図(1/2, 500程度)、平面図、現地確認写真
	②補強計画図、その他補強方法を示す図書
	③耐震改修後の建物についての総合判定書
	④工程表
	(6) 建築士の免許証等の写し(設計者・監理者の変更があった場合に限る。)
(7) その他、市長が必要と認める書類	
簡易耐震改修	(1) 事業計画変更書(様式第10号)
	(2) 収支予算変更書(様式第11号)
	(3) 計画変更に伴う簡易耐震改修工事見積書の写し(設計費・監理費を含む見積書の場合は工事費と区分されたもの。)
	(4) 簡易耐震改修計画変更書
	①付近見取図(1/2, 500程度)、平面図、現地確認写真
	②耐震性が確実に向上すると考えられる改修変更計画書※
	③工程表
(5) その他、市長が必要と認める書類	
耐震シェルター設置	(1) 事業計画変更書(様式第10号)
	(2) 収支予算変更書(様式第11号)
	(3) 計画変更に伴う耐震シェルター設置工事見積書の写し
	(4) 耐震シェルター設置計画変更書
	①付近見取図(1/2, 500程度)、平面図、現地確認写真
	②設置される耐震シェルターの構造がわかる書類
(5) その他、市長が必要と認める書類	

(注意) ※について、簡易耐震改修の方法によっては、耐震診断（一部評価を含む）による改修後の補強総合判定書、建築士の免許証等の写しが必要になります。

別表第4（第12条関係）

木造住宅耐震改修等事業実績報告書に添付を要する関係図書

改修方法	添付図書
耐震改修	(1) 事業成績報告書（様式第14号）
	(2) 収支決算書（様式第15号）
	(3) 耐震改修後の木造住宅についての耐震補強総合判定書
	(4) 工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの）
	(5) 工事契約書の写し及び領収書の写し
	(6) 改修設計契約書の写し及び領収書の写し
	(7) 建築士の免許証等の写し
	(8) 独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度の融資制度を利用して耐震改修工事を行った場合にあっては、融資の契約書の写し
	(9) その他、市長が必要と認める書類
簡易耐震改修	(1) 事業成績報告書（様式第14号の2）
	(2) 収支決算書（様式第15号）
	(3) 簡易耐震改修後の木造住宅についての耐震補強総合判定書※
	(4) 簡易耐震改修後、耐震性が向上したことを証する書類
	(5) 工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの）
	(6) 工事契約書の写し及び領収書の写し
	(7) その他、市長が必要と認める書類
耐震シェルター設置	(1) 事業成績報告書（様式第14号の3）
	(2) 収支決算書（様式第15号）
	(3) 工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの）
	(4) 工事契約書の写し及び領収書の写し
	(5) その他、市長が必要と認める書類

(注意) ※について、簡易耐震改修の方法によっては、耐震診断（一部評価を含む）による改修後の補強総合判定書、建築士の免許証等の写しが必要になります。